

人権学習展開例〔第5学年〕

1 主 題 男女間の固定的役割分担意識

2 教材名

15 わたしの仕事



3 主題・教材について

日常生活の中には、「家庭において手伝いは女の子がするもの」や「力仕事は男の子が手伝うもの」といった男女間の固定的役割分担意識が根強く残っている。子どもたちもそうした意識を知らず知らずのうちに身につけていることが多い。一方、女性の社会進出が進み、性別に対する固定概念にとらわれない子どもも育ってきている。

この教材では、性別に関する固定概念にとらわれず、一人の人間として尊重し合うとともに、自分らしい生き方を選択しようとする意欲を培いたい。

(関連教科・領域：総合的な学習の時間、特別活動)

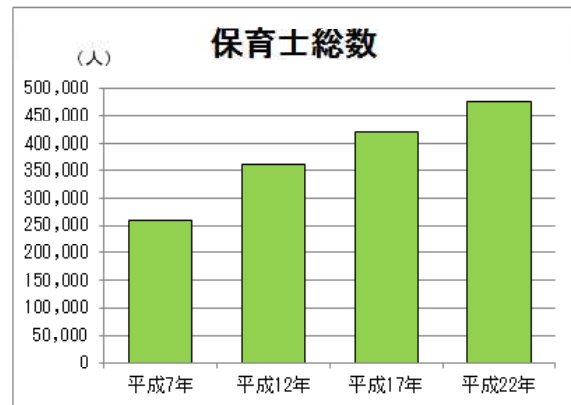
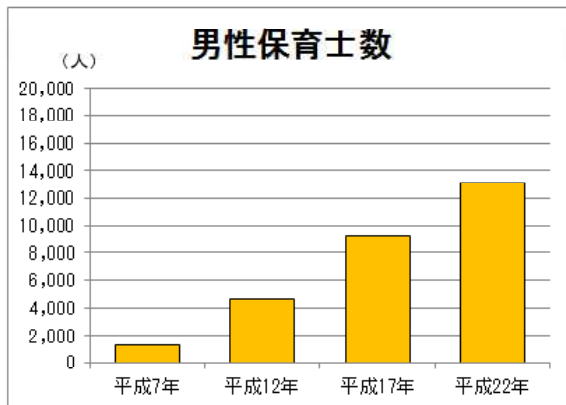
4 ねらい ・自分自身の男女間の固定的役割分担意識を見つめ、自分らしい生き方を選択しようとする意欲を持つ。

5 展開例

過程	主な学習活動	指導上の留意点	備考
導入	<p>大きくなったらどのような仕事をしたいか考えよう。</p> <ul style="list-style-type: none"> 自分が将来やってみたい仕事を考える。 		
展	<p>写真を見て、いろいろな仕事をしている人々について話し合おう。</p> <ul style="list-style-type: none"> それぞれどのような仕事をしている人なのか考える。 いろいろな分野で活躍している人々の写真を見て、思ったことや感じたことを発表する。 	<ul style="list-style-type: none"> 看護師、消防士、バスの運転手、警察官、保育士、ダンプカーの運転手であることを確認する。 固定的な役割分担意識に基づくものも含め、様々な意見を交換させ、自分の考えを見つめ直すきっかけとしたい。 	資料
開	<p>「保育士」という呼び名から考えよう。</p> <ul style="list-style-type: none"> 保育士が以前は「保母」と呼ばれていたことを知る。 なぜ、「保母」と呼ばれていたのかを考え、話し合う。 「保母」という言葉から感じることについて話し合う。 男性の保育士は、どのような考えをもって仕事をしているかを想像する。 	<ul style="list-style-type: none"> 保育士は、1999（平成11）年以前は「保母」という職種であったことを伝える。 男性の保育士から聞き取ったことを教材にしたり、ゲストティーチャーとして児童と出会わせることも考えられる。 	
まとめ	<p>学習をふり返ろう。</p> <ul style="list-style-type: none"> 学習をふり返り、思ったことや考えたことを発表する。 	<ul style="list-style-type: none"> 性別にとらわれず、自分らしい生き方をする事の大切さに気づかせたい。 	

【資料】

保育士は、従来「保母」と呼ばれていたが、1999（平成11）年4月の児童福祉法施行令の改正によって、男女とも「保育士」という名称に統一されることとなった。（それまで男性保育者は、「保父」と呼ばれていたこともあったが、この名称は正式名称ではなく俗称であった。）



出典（総務省「国勢調査」）

※ 総務省の国勢調査によれば、1995（平成7）年の保育士の就業者数は25万8,595人で、うち男性は1,328人（全体の約0.5%）。2000（平成12）年の保育士の就業者数は36万1,488人で、うち男性は4,666人（全体の約1.3%）。これが2005（平成17）年になると、就業者数は41万9,296人、うち男性は9,277人（全体の約2.2%）に、2010（平成22）年には、就業者数は47万4,910人、うち男性は1万3,160人（全体の約2.8%）となっている。

児童福祉法施行令附則 平成十年二月十八日政令第二十四号 抄

（施行期日）

第1条 この政令は、平成10年4月1日から施行する。ただし、第1条中児童福祉法施行令第9条第3号及び第13条の改正規定並びに同令第22条を削る改正規定、第2条中厚生省組織令第80条第4号の改正規定並びに次条から附則第4条までの規定は、平成11年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 前条ただし書に規定する規定の施行の際現に第1条の規定による改正前の児童福祉法施行令（以下この条において「旧令」という。）第13条第1項（旧令第22条において準用する場合を含む。）に規定する保母として児童の保育に従事している者は、第1条の規定による改正後の児童福祉法施行令（以下この条において「新令」という。）第13条第1項に規定する保育士として児童の保育に従事している者とみなす。

2 前条ただし書に規定する規定の施行の際現に旧令第13条第1項第1号又は第2号（これらの規定を旧令第22条において準用する場合を含む。）に該当する者（児童福祉法施行令の1部を改正する政令（昭和52年政令第27号）附則第2項の規定により旧令第13条第1項第1号に該当する者となったものとみなされた者を含む。）は、新令第13条第1項第1号又は第2号に該当する者とみなす。

3 前条ただし書に規定する規定の施行の際現に旧令第13条第1項第1号の厚生大臣の指定する保母を養成する学校その他の施設であるものは、新令第13条第1項第1号の厚生大臣の指定する保育士を養成する学校その他の施設とみなす。

注：下線は原文にはありません。

【参考】

奈良県啓発パンフレット「自分のやりたい仕事にチャレンジしたいよね」（健康福祉部こども・女性局女性支援課）では、研究者、保育士、救急隊員、保健師、看護師、白バイ隊員、介護士、バス運転手等の仕事についておられる方の「仕事を選んだきっかけ」や「やりがいを感じる時」などの話が掲載されている。

奈良県健康福祉部こども・女性局女性支援課ホームページ（「パンフレット一覧」）

<http://www.pref.nara.jp/dd.aspx?menuid=12320>